議題2　サービス付き高齢者向け住宅について

資料2

市名		各市の状況
1	名古屋市	サービス付高齢者向け住宅については、5月末現在、本市内に52箇所1,644戸の登録がありますが、県内128箇所4,264戸と比較して極端に偏在している状況にはないと思われます。 そのため本市では、現在特に課題として認識しておりません。
2	豊橋市	豊橋市では7月１日現在、登録施設4か所、９５戸となっています。現状では比較的少数ではありますが、今後は増加していくものと見込んでいます。 また、サービス付き高齢者向け住宅は介護サービス事業所が併設されており、要介護者等が住宅に入居することで、同サービスを受ける場合が考えられ、必然的に介護給付費の増加が見込まれます。 そのため、豊橋市においても西尾市と同様、転入者の増加による介護給付費の増大を危惧しているところではありますが、現状介護保険サイドで可能な対策はないものと考えています。
3	岡崎市	岡崎市では喫緊の課題ではないが、どの自治体にも起こりうる問題である。厚生労働省と国土交通省の調整が必要と考え個々の自治体で対策をたてるのは困難である。
4	一宮市	サービス付き高齢者向け住宅は、一宮市内において、2か所が県に登録されています。 今後、高齢者人口の増加とともに建設が進み、介護給付費の増大や介護保険料の負担増加等につながることが予想されます。 次期制度改正で住所地特例の適用範囲の拡大を要望します。
5	瀬戸市	当該住宅はほとんどの場合、保険制度の住所地特例の対象とはならないため、建設戸数の増加に伴い本市の介護保険財政を圧迫することが懸念されます。このため、有料老人ホームと同様に住所地特例対象施設とするなどの措置を取るべきであると考えますが、現時点では具体的な対策は講じていません。【高齢者福祉課】
6	半田市	半田市のサービス付き高齢者向け住宅については、現在、5か所・114戸であり、65歳以上の住民票登録者は31人、うち29人がサービスを利用し、約半数が市外からの転入者となっている。今後同施設が数か所開設予定であるため、転入者の増加によって介護給付費に影響を与えると考えられるが、市として対策は講じていない。 今後、施設の開設状況や近隣市町村の動向を踏まえ考えていく。
7	春日井市	サービス付き高齢者向け住宅は市街化区域内で建設する場合については建設を規制することは、現時点ではしていません。 市街化調整区域への建設については、有料老人ホームに該当する場合に立地できますが、市の開発審査会基準では介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けることを条件としています。
8	豊川市	平成２４年７月２日付厚生労働省老健局より、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進に向けた事業者への支援要請が、各地方公共団体に通知されました。 しかし、昨今、急激な住宅整備の状況を勘案すると、介護保険制度上、サービス総量規制外であり、かつ、給付に係る各団体の財政負担は増大することが懸念されるため、随時、住宅整備の推進状況に注視するとともに、次期計画（第６期）に係る法改正の中で、住所地特例施設登録制度などの条件緩和を検討する必要があると考える。 ※豊川市の状況（平成２５年７月１日時点　確認データより） 登録施設数：3か所、１０３戸

市名		各市の状況
9	津島市	サービス付き高齢者向け住宅は、平成25年末現在、本市には1棟39床が建築されています。今後、高齢者の増加に伴うにつれ、高齢者の住まいの確保は必要なことと認識していますが、住所地特例施設とならない施設が市内に多数建築されることは給付費の増加へとつながると考えられ憂慮しています。各市の給付費のバランスを考えると住所地特例適用施設になる事を要望したいと考えています。
10	碧南市	現在、サービス付き高齢者向け住宅の登録はありません。ただ、2件ほど建設についてお尋ねがありましたので、今後は登録されてくると思っています。多くは住所地特例の対象とならないため高齢者の増加が懸念されますが、特に対策は講じておりません。
11	刈谷市	刈谷市内のサービス付き高齢者向け住宅は、供給促進のための国の支援措置（補助、税制、融資）があることもあり、平成25年5月現在、登録施設は、2か所、134戸となっています。 本市においても貴市と同様の課題（サービス付き高齢者向け住宅は、一部条件を満たしている場合を除き、そのほとんどは介護保険の住所地特例施設とならないため、市外からの転入者が増加することにより、将来的に介護サービス利用が増え、介護給付費の増大の要因になる。）を抱えており、介護保険制度の保険者として、サービス付き高齢者向け住宅の建設自体を規制できる対策はないか検討しているところです。 ※登録施設134戸の内訳 あんしん介護おがきえ（社会福祉法人　開田福祉会）　29戸 シャトーヨサミウェルネス　パークサイド　リバーサイド（㈱依佐美）　105戸
12	豊田市	・当市にはサービス付き高齢者向け住宅が2施設47定員（有料老人ホームは11施設425定員）しかなく、数が少ないため、現在のところあまり問題とはなっていない。 ・今年度より有料老人ホームの設置運営指導指針を改正し、「豊田市民の入居を優先するよう努力義務付け」しており、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の住所地特例対策にもなっている。 ・厚労省においてもサービス付き高齢者向け住宅の住所地特例は問題として捉え、検討していることから今後の動向に注視していきたい。
13	安城市	現在市内には3件165戸あります。サービス付き高齢者向け住宅の多くが住所地特例が適用されない点で課題があろうかとは思いますが、現時点で供給数が過大、転入者が多いという判断をしておりません。対策については未検討ですが、各市の対応を参考にしたいと考えています。
14	西尾市	当市には現在18か所、562戸のサービス付き高齢者向け住宅が登録されており、近隣市町と比較しても突出して多い状況であります。そのため、入居者も市外からの転入が多くなると見込まれ、将来的に介護サービス利用が増え、介護給付費の増加の要因になることが課題としてあげられます。 対策は、現在は特に行っていません。今後については、建築自体の規制はできないため、たとえば、利用権方式の有料老人ホームや、特定施設入所者生活介護の指定をうけるなど住所地特例施設に該当するような施設にしていただくよう依頼していくことが考えられますが、いずれも、事業者側にデメリットがあり、また、特定施設入所者生活介護については介護保険事業計画の整備目標との関係で、第5期計画では、これ以上整備できない状況であるため、現実的には難しいものと考えています。 将来的には、国の法改正等により、すべてのサービス付き高齢者向け住宅が住所地特例施設該当となることを期待しています。
15	蒲郡市	本市においても、平成25年3月に1箇所139戸のサ高住の開設があり、さらに1箇所38戸が建設中で、その増加が懸念されているところです。事前に進出の相談を受ける機会があれば、住所地特例施設となる特定施設入居者生活介護に該当するものを建設するように働きかけることも可能かと思われますが、効果は高くないと考えます。今後は、県の住宅計画課及び高齢福祉課で県全体での建設計画を調整していただけたらと考えます。

市名		各市の状況
16	犬山市	市内にサービス付き高齢者向け住宅がないため未定。
17	常滑市	平成25年6月現在の登録施設は、1施設16戸であり、現時点では特に課題認識は持っていない。今年度に1施設40戸の整備が予定されているなど、今後、増加していくことが見込まれる状況であるが、 介護保険サイドでできる対策は特にないのが現状である。
18	江南市	当市では現在のところ、サービス付き高齢者住宅はありません。しかし、他市の状況からも、今後、市内に建設されることが予想されますので、国・県へ住所地特例の対象にする等の対策を要望します。
19	小牧市	小牧市においても整備が進んでいますが、一部の住宅については、要介護（要支援）認定を受けている事を入居要件としており、グループ内事業所のサービスを抱き合わせで提供するなど抱え込みの傾向もみられます。また、既に入居している方について、認定の更新の際に”自立”と判定された方が、改めて認定申請することがあり、認定調査事務に負担が生じています。
20	稲沢市	現在、市内2か所の「サービス付き高齢者向け住宅」がありますが、当市の市街化区域は898ha.と他市に比べ少なく、急激な建設の増加は考えにくいと思われます。 当市としては、市街化調整区域に有料老人ホームを建設し用途変更が行われる可能性等を想定し、介護保険事業計画における、市街化調整区域での整備について地域の実情をふまえた必要性等を勘案し、真に必要な場合のみ建設を認める等の対策が必要になってくると考えております。
21	新城市	サービス付き高齢者向け住宅については、現在、参入している事業者はないため、対策については特に考えていません。
22	東海市	市への建設申請時に、高齢者担当課へ連絡がくることとなっており、その際話し合いの場を設けることは可能。 しかし、施設のある自治体の介護給付費が増大するため、従来の介護保険施設と同様に、介護保険の住所地特例施設とすべきであると考える。
23	大府市	サービス付き高齢者向け住宅の課題・対策が明確になっていません。 介護保険利用対象者にならないように、介護予防に力を入れております。
24	知多市	特にない
25	知立市	要旨のとおり、サービス付き高齢者向け住宅は、一部条件を満たしている場合を除き、住所地特例施設とならないため、転入者の増加による介護給付費の増大の要因になると考えますが、現時点では対策を検討していません。今後、各市の動向を参考にさせていただきたい。
26	尾張旭市	本市では、1か所（6戸）が整備されている。 サービス付き高齢者向け住宅は、住宅型有料老人ホームと同様に高齢者の住宅と位置づけられると考えられるが、国土交通省の管轄であり、新たな住宅が登録された際は、県の住宅計画課から本市の住宅担当部署に通知される。一方、住宅型有料老人ホームは厚生労働省の管轄で登録された際は、県高齢福祉課から介護保険担当部署に通知される。したがって、現在の制度の仕組みの中では、介護保険サイドとして「サービス付き高齢者向け住宅」については、住宅関連部署との間で情報共有を図るにとどまり、規制する対策は取れない状況である。 「サービス付き高齢者向け住宅」は、利便性や地価等から、建設する場所に偏りが見られ、立地市町村の医療費や介護給付費の急増が懸念されることから、「住所地特例対象施設」として位置づけるよう国に要望していくことが最も有効的であると考える。

市名		各市の状況
27	高浜市	保険者単位での対応は困難と考えており、以下のとおり全国単位での調整を要望いたします。 サ付き住宅は、介護を要する高齢者が多く入居することが想定され、しかも住民税非課税者が多く予想される。賃貸借方式契約の場合、「住所地特例」の適用外となるため、当該住宅所在地の市が、税収等の増収が見込まれない中、入居者の介護や医療の費用を負担することとなり、市外転入者が多いと介護保険や国保財政に大きな影響を与えることとなります。 このため全保険者が平等となるよう、利用権方式又は賃貸借方式のいずれの契約方式においても、住所地特例を適用すべきと強く要望いたします。 また、「都道府県は、サ付き住宅登録認可において市町村と連携と図りつつ、計画策定について検討すること」とされていますが、総量規制等が行えない制度となっており、都道府県も書類が整っていれば、登録認可せざるを得ないため、現状は市町村と協議の余地がないが、今後、市町村の裁量も付加していただくよう要望します。
28	岩倉市	同じように危惧はしていますが、まだ検討はしておりません。 今回の議題を参考にさせていただきたいと考えます。 （岩倉市内には、1ヶ所把握しております。）
29	豊明市	当市も貴市同様、介護給付費増大の要因になることを懸念していますが、現在当市は当該施設が1施設であり有料老人ホームとして特定施設の認可も受け住所地特例の対象にもなっていますので、現状のところ課題として認識しているところではありますが具体的な対策はありません。 ただ、都市計画課等建設関係部署に建設の相談があった場合には福祉担当部署にも相談させるようにしており、当該相談時には住所地特例の対象施設になるよう業者等へ依頼しています。
30	日進市	現在、日進市内で、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムに掲載されている新規に整備されるサービス付き高齢者向け住宅は、4件で合計戸数は199戸です。本市においても、建設地が名古屋市に隣接している西部地域に集中していることから、貴市の考えられている市外からの転入による入居者の増加の懸念が無い訳でもありません。住所地特例が適用できる介護保険制度上の特定施設入居者生活介護の指定においても、圏域での整備枠があり、有効には機能せず、全ての施設が住所地特例の適用できる利用権方式ではなく賃貸借方式を選択していることにも、今後、増え続けると予想されるサービス付き高齢者向け住宅に対して、それに比例して増加すると思われる介護給付費を抑制する有効な手段が無いと言わざるを得ません。このままでは、都市部の高齢者を周辺の自治体が受け入れるという構図ができあがってしまうのではというおそれもあります。そのような状況の中で、厚生労働省は「都市部の高齢化対策に関する検討会」を開催し、都市部で急増する高齢者を地方で受け入れるための具体策を、介護施設を整備するだけでなく、サービス付き高齢者向け住宅への移動も促せるよう、住所地特例の適用も検討するという情報もあることから、この検討会の今後の動向を注視していきたいと考えています。
31	田原市	田原市においても昨年サービス付高齢者住宅ができています。市民からは介護施設と間違えられており2階建ての1階部分がデイサービスであるためかと思われます。市民はサービスも介護保険から支給されると勘違いされて、市にも苦情等が寄せられています。事業者が契約に当たって説明不足ではないかと思われます。 近隣住民からの苦情もあり、市に規制できないのかとの問合せもありますが、介護保険施設でないため、契約上のサービスに瑕疵があれば愛知県に苦情相談ぐらいしかないかと思います。

市名		各市の状況
32	愛西市	法的手段が無いため規制ができない。建設に伴う事前の相談があった場合に強いてお願いするのであれば、介護保険事業計画上の各サービス総量についての状況等についてお願いするしかないのではないか。 また、市の地域の特性について説明する。（例えば持ち家率の高さ、国民年金加入者加入者が多く、年金収入だけでは厳しい状況であること、入所者の需要が少ないなど）開発事業者の運営方法について聞き取りをする。
33	清須市	清須市においては、平成25年10月にサービス付き高齢者向け住宅1施設（40戸）完成予定であり、今後困難事例等が考えられますが、現在のところ特に課題・対策等はありません。
34	北名古屋市	**現状** サービス付き高齢者向け住宅　2か所　66戸（内特定　1か所　61戸） **課題及び対策等** 現在、サービス付き高齢者向け住宅は市内に2か所（66戸）建設されていますが、1か所（61戸）は住所地特例の対象であり、残り1か所（5戸）は市内在住者が入居しているため、現時点では特に問題となっていません。
35	弥富市	現時点での、課題や対応については無い。
36	みよし市	サービス付き高齢者向け住宅は、本市には無いため、特に規制はしていません。
37	あま市	サービス付き高齢者向け住宅については、介護保険担当課として明確に把握することは困難であるため、まず担当課にサービス付き高齢者向け住宅が建設される段階で情報共有できることが求められる。また、介護保険事業計画を進めるうえにおいても、住所地特例問題は給付費に多大な影響を及ぼすことになるため、国サイドの横断的対応を求めたい。
38	長久手市	本市においては、条例及び要綱等による対策は講じておりません。 ただし、第5期介護保険事業計画の中でサービス付き高齢者向け住宅については、「本計画期間中の整備の必要はない。」と記述したことにより、市街化調整区域において、建設の相談があり、開発許可手続きの中で市の副申書が求められる場合には、計画書の記述から副申書は書けないと対応している。